158号
昭和48年2月1日
発行　菊池市役所
編集　秘書課
印刷　観章舎
毎月1回1日発行

広報 きくち

菊池市民憲章

一、わたしたち菊池市民は伝統を重んじ文化の高いまちをつくりましょう。
一、わたしたち菊池市民は健康な家庭をきづき明るいまちをつくりましょう
一、わたしたち菊池市民は仕事に励み豊かなまちをつくりましょう。
一、わたしたち菊池市民はきまりを守り助け合い、住みよいまちをつくりましょう。
一、わたしたち菊池市民は水とみどりの美しいまちをつくりましょう。

議員定数二十二名に（第四回定例市議会）

ポスター掲示場設置条例など審議

　昭和四十七年第四回定例会は、十二月十六日から二十三日までの八日間の日程で開かれ、議員定数条例改正、ポスター掲示場設置条例（何れも議員提案）など条例案十三件、昭和四十七年度菊池市一般会計補正予算、同四十六年度各会計決算及び人事案件四件など、合わせて三十三件の議案と陳情六件が提案され、昭和四十六年度決算と陳情二件を継続審査としたほか、残り全議案を原案どおり可決成立して終わりました。

　任期満了に伴なう収入役の選任には冨岡正清氏（西寺）が、教育委員会委員の任命には前田一誠氏（稗方）と福島義雄氏（東正観寺）が、公平委員会委員の選任には星野孝氏（赤星）がそれぞれ満場一致で同意されました。

　可決成立した主な議案、

△菊池市議会議員定数条例の全部を改正する条例

　市議会議員の定数は、地方自治法第九十一条第一項第五号で三十人となっておりますが、第二項で「条例で特にこれを減少することができる」と規定されており、これにもとずき、昭和三十九年六月の定例会に於て二十六名に減員されていましたが、その後も人口は減少し、既に三万人を割り財政上の問題とあいまって四名を減員し、定数を二十二名としたものであります。これによりまして、三月四日に行なわれます議員の任期満了（三月三十一日）による選挙で二十二名の議員が誕生し、県下の十一市では最少の議員数になります

△ポスター掲示場設置条例

　二月二十二日告示されます菊池市議会議員一般選挙（投票日は三月四日）から公営のポスター掲示場が登場します。

　この掲示場は、町の美化ときれいな選挙の実現をめざして、いままで選挙のたびに市内全域にベタベタと貼られた選挙用ポスターをなくして所定の掲示場のみにしようというものであります。掲示場は原則として市内各区毎に一ヶ所以上とし、総数百三十ヶ所設置されますが、公職選挙法によりますと市議会議員の選挙用ポスターは千二百枚まで使用することができますので、この条例の目的を達成するためには候補者はもちろん市民の皆さんの絶大な御協力が待たれるわけであります。

　なお、このポスター掲示場は、市長の選挙にも適用されることになっています

△菊池市課設置条例の改正

　市役所機構の改革により課の名称が次のようにかわりました。

　総務課が「総務企画課」と「財政課」に、建設課が「土木課」と「都市計画課」に分離、衛生課が「生活環境課」に名称がかわりました。なお土地開発課は財政課に吸収され、有線放送課は廃止されました。

　各課の配置はかわりませんが、交通安全対策室が土地開発課跡（売店の前の左側）に移りました

収入役に 冨岡正清氏 再任

　冨岡収入役（65）は町村合併前は菊池村助役として活躍され、合併後は議会事務局長から昭和三十五年十一月八日収入役に就任、その後四十七年十二月二十二日まで三期つづけて収入役として勤められました。そのほか、選挙管理委員会委員長も兼務され、昭和四十四年十月には選挙管理委員として三十数年もの長期に亘る功績が認められ、内閣総理大臣表彰を受けられるなど、あらゆる分野で活躍しておられます。

市議会議員一般選挙

投票日は3月4日

午前7時から午后6時まで

　任期満了に伴なう菊池市議会議員の一般選挙は、二月二十二日告示、三月四日（日曜）が投票日ときまりました。

　この選挙は、今後四年間住民の代表として市政を審議、決定する人を選ぶ大切な選挙です。

　明るく正しい選挙推進宣言都市にふさわしく、義理や人情にとらわれない立派な一票を投じて下さい。

▼選挙人名簿の登録

　市選挙管理委員会では、選挙の執行に伴ない、次の方を新らしく選挙人名簿に登録します。

　昭和四十八年二月二十一日現在菊池市に住所を有している人で

。昭和四十七年十一月二十一日までに転入の届出をした年令満二十年（昭和二十八年三月五日までの出生者）以上の方

。新成人者は、昭和二十八年三月五日までに生まれた方

▼投票所が変ります。

　今度の選挙から、次のように投票所が変更されます

第三投票所

迎町、中央通、横町、正院町、栄町、片角、北原、大琳寺、北宮、以上の区に居住されている方は「菊池市役所」

第十投票所

寺小野、染土、長野、虎口、中片、雪野、以上の区に居住されている方は「公民舘龍門支舘」にそれぞれ変ります。

▲不在者投票の請求手続きについて

　不在者投票のうち、出稼ぎなどの方の不在者投票手続きは、次のような方法でやって下さい。

。すでに出稼ぎに行っておられる方

　選挙の告示前に選挙管理委員会事務局から宣誓書をもらって本人に送って下さい。（宣誓書は、ご家族の方が直接か区長さんを通じておいでになればさし上げます。）

　告示前に出稼ぎ先から宣誓書を書いて選管事務局に請求されておられる出稼ぎ者の方については、告示と同時に不在者投票用紙及び封筒等を、滞在地に送付します。

。これから出稼ぎに行かれる方

　出稼ぎにおいでになる前に選管事務局にお出になり、宣誓書を書いて請求されておかれますと、告示と同時に不在者投票用紙及び封筒等を滞在地に送付します。

　なお、告示の日から投票日の前日までの間に行かれる方は、選管事務局においでになり宣誓書をお書きになるとその場で不在者投票がされます。

2月の市道舗装計画

工事番号	区名	路線名
71	伊野	伊野竹の牧線
70	立門	立門伊野線
72	戸城	戸城線
69	古川	古川原本村線
68	生味	生味木佐木線
73	木佐木	古川木佐木線

固定資産税評価額がかわります

　新聞テレビ等で再三報道されていますように、政府は税制調査会の答申を尊重して、毎年国税をはじめ地方税まで一環した税法の改正を行っています。

　本年は昨年八月号でお知らせしましたとおり基準年度であります。

　固定資産税関係では特に土地問題が大きく取り上げられ、社会問題になっている現状であります。

　それと並行して家屋の評価基準が昨年十余年振りに改正されまして、その適用が四十八年度から施行されますが、固定資産の評価額は適正な時価額となっていますので家屋におきましては、十年間の物価の上昇等によって大巾に上昇することになります。土地におきましては（農地以外）現在負担調整率により三十八年度を基準として、毎年逐次適正な時価に近づくよう調整課税していますが政府はこの制度の撤廃と土地新税として譲渡税及び保有税を考えているようですが現在まで確定しておりません。

　又家屋については新築の場合、建築費の約七〇％位が固定資産税の評価額となって、経過年数による家屋の償却は平均二五年から三十年で残存価額二〇％となっています。

　以上のとおり改正がなされ昭和四十八年度から適用されますので関係者の皆さんにお知らせし御理解をお願いします。詳しくは次号でお知らせします。

力強く 堂々と 頼もしい 消防出初式

　市民の生命財産をあらゆる災害から守るため日夜努力しておられる消防団の、恒例の出初式が一月二十日午前九時から市営グラウンドで行なわれました。

　この日は、市消防長ほか消防署員、団員ら八百六十七名が出席、一糸乱れぬ動作で終始し、見物の市民に一層の心強さを与えました。式は、国旗、団旗の掲揚、天皇陛下のお言葉奉読、殉職消防団員の慰霊に黙とうを捧げたあと、点検官木下市長から「消防の任務は、平素諸君が身をもって実践しているところであるが、この新春の出初式に際して気を新たにし、消防精神をかえりみ、なお一層精励努力して、市民の生命財産をまもり、さらに社会の秩序を正し、公共の福祉を増進してほしい」と訓示、消防長、消防団長の告辞のあと民間功労者への感謝状の贈呈や永年勤続者の表彰などがあり、原本県議、宮村市議会議長ほか来賓の祝辞がのべられました。

　このあと、人員および機械器具の点検、第一分団第四部（亘、片角）の選手（指揮者、田中隆雄ほか四名）によって、新操法による小型ポンプの模範操法が行なわれ、最後に県菊池総合庁舎前で閲団があり式をおわりました。

　表彰された方々は次のとおりです。

民間功労者
岩木正美（藤田）
宮本一吉（松島）
中村三郎（長野）
原田義人（染土）
中村親範（戸豊水）

勤続章
冨田耕祐（副団長）
辻安一郎（第一分団長）

精績章
田中公利（第四分団長）

功績章
小川権一（第四分団）ほか九名

勤續章
甲斐親晴（第七分団）ほか十五名

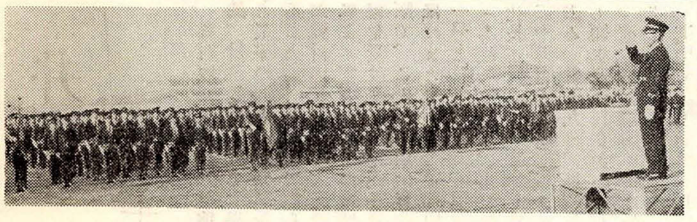

規律正しい消防出初式

市民バドミントン大会

　次の要領により市民バドミントン大会を行ないますのでふるって御参加下さい

一日時　昭和四十八年二月二十五日（日曜）午前八時三十分開会
二場所　菊池市体育館
三参加資格　市内在住の一般市民（学生、生徒を除く）
四チーム編成　団体戦は市民体育祭と同じ区分けをし、11チームを編成
五実施方法　種別は団体戦と個人戦でいずれもダブルスのみ

※申込みなど詳しくは教育委員会赤星陸夫までどうぞ

水源立門地区地集電話からの緊急連絡は⑤－7861番へ

　有線放送が廃止され、消防本部に地域集団電話からの新しい緊急用電話⑤－7861番が新設されました

　この電話は一般加入電話の市外局となる水源、立門地区の地域集団電話からだけで、水源、立門局の一般加入電話は通報出来ません。

○水源局、立門局の地域集団加入電話から緊急電話される場合⑤－7861番にダイヤルして下さい。

○その他の地域集団加入電話から緊急電話される場合「〇一一九」番のダイヤルを廻して下さい。

○赤電話又は、ピンク電話から直接ダイヤル一一九しても通話出来ません。鍵を借りてから一一九番へ通報して下さい。

○もし間違って一一九番あるいは⑤－7861番におかけになった場合は、必ず「間違いました」と一言お伝え下さい。そのままだまって電話をきられますと消防署は、火事又は救急が発生しているのか、間違ってかけられたのか、わかりませんのでよろしくお願いします。

　尚、消防署には普通電話⑤－3053番が設置されております。

建国記念日の講演会のおしらせ

とき　2月11日　10時
ところ　菊池市体育館
講師　熊日論説委員　岩下雄二氏
演題　「大きい国、小さい国」

※祝祭日には、もれなく日の丸をかかげましょう。

なれた火に あらたな注意

春の火災予防運動

2月28日～3月13日

これから春に向い空気が乾燥し、火災が多く発生する季節となります。これらの火災発生を未然に防止し火災による人身事故を絶滅するとともに林野車輌火災を撲滅することを目的として、春の火災予防運動が二月二十八日から三月十三日まで全国一斉に実施されます。

※　全国で発生した火災は四十七年一月から十一月末日まで、五一六六〇件となり四十六年同期の五七三三一件に比べて、わずかに減少しておりますが、火災による焼死者は一四四三人で四十六年同期の一三一三人に比べて九、九%の増加を示し多くの尊い人命が奪われ、多額の貴重な財産が失なわれております。火災件数は本市においても四十六年度に比べ四十七年度が減少しておりますが損害額は約四二〇〇万円増加しており、そのほとんどが一般家庭の火災となっています。

このような恐ろしい火災の発生原因は、私達の一寸した不注意によるものが多くなかでも子供の火遊びによる火災が最も多い現状ですこれらの一般家庭からの火災をなくすために、家庭での親子ぐるみの防火総点検が必要です。

⦿　日ごろ火の取扱いの多い主婦は今一度火の恐ろしさを認識し、電気器具やガス、石油器具等のスイッチの切り忘れや消し忘れのないよう火気の取扱いに十分気をつける。

⦿　タバコの投げ捨てや寝タバコをやめ、灰皿等の後始末を十分に行なう。

⦿　外出するとき、やすむ前には必ず火元を確めて下さい。

⦿　老人、子供、病人のやすむところは、避難しやすい安全な場所にする。また火気の取扱上忘れてならないことは、電気器具やガス石油ストーブ等の火の取扱いだけでなく、ライター、ベンジン、スプレー、ラッカー、マニキュア、夜光塗料など、家庭内の危険物の取扱いについても十分注意することが何よりも大切なことです。

※　春の行楽シーズンをひかえてハイカーなどの入山者が多くなり、林野火災が多く発生するようになりますので登山者や作業される人は火の取扱いは、十分注意して下さい。特に山林で火入れをする場合は許可を必要としますので、火入れを行なう前に許可をうけて下さい。特に火入れを行なったら残火整理を確実に行ない、また風の強いときや異常乾燥注意報が発令されているときは、絶対火入れをしないで下さい。

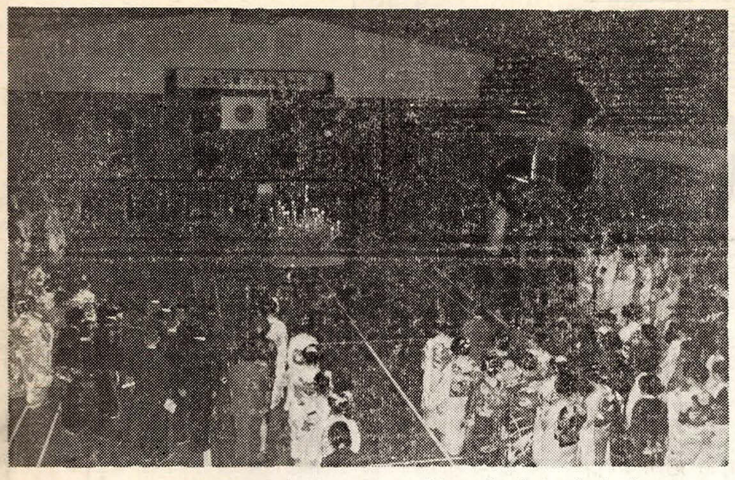
キャンドルの灯をかこみ厳しゆくな成人式

「立派な社会人」にと

誓う 四五三名の成人式

おとなになることを自覚し、自ら生きぬこうとする青年を祝いはげます成人の日の十五日、新成人四五三名を祝う成人式が、午前十時から市体育館で開かれました。

式は、菊池神社より採火した灯が、真っ暗な会場のキャンドルに点火され、ステージの日の丸がスポットライトにあざやかに映し出されたなかで始まり、木下市長がお祝いの言葉をのべ原本県議会議員、宮村市議会議長、富岡選挙管理委員会委員長よりそれぞれメッセージがおくられ、多数の来賓の紹介に続いて成人者代表松下弘子さん（河原）坂口治一郎君（竜門）中田和代さん（菊池）本藤幸弘君（隈府）の四名が「責任と自覚をもって立派な社会人になります」と力強く誓いの言葉をのべました。

最後に木下市長、原本県議会議員から記念品が贈呈され、キャンドルの灯が静かに消えて行くうちに、参加者全員による「若者たち」の歌の合唱が響きわたり厳しゆくな式典を終わりました。

今年の成人式の特徴は「式には洋服で」の申し合わせが廃止されたため、女性の半数以上が和服姿で参加会場全体がはなやかなふんい気に包まれていました。

また、立派に成長した娘の成人式をひと目みたいと母親の参観がめだち「市を上げてお祝いをしてもらってこの上ない感激をおぼえました。これでやっと安心いたしました」と目を細めながら語っておられました。

剣舞日本一

立石の穴井徳子さん

剣舞を舞う徳子さん

昨年十月二十二日東京品川公会堂で開かれた第九回全国各流剣詩舞道大会剣舞コンクール少年の部で、市内立石の穴井徳子さん（隈小六年）がみごと最優秀賞を獲得、少年剣舞の日本一になりました。

徳子さんは、祖父の清磨さんとともに、薩摩神刀自念流を学び、二人そろってこの大会に出場されましたが、このお二人は、老人センターの落成式など市の行事にはいつも進んで参加され、みごとな剣舞で市民の皆さんの目を楽しませて下さっています。

老人福祉センター2月の行事予定

老人福祉センターでは、次のとおり行事を計画しております。多数御参加下さい。

月日	時間	行事内容	講師
2月14日	10.30～11.30	交通問題について 映画（老人と交通事故）	市交通安全対策室長
〃 16日	〃	戸籍、相続、遺言制度について	熊本地方法務局山鹿支局長
〃 21日	13.00～14.00	演芸（舞踊）	市老人ホーム手踊クラブ
〃 22日	10.30～11.30	老人問題について	市教育委員会
〃 27日	〃	交通問題について 映画（老人と交通事故）	市交通安全対策室長
〃 28日	〃	老人の健康管理について	菊池保健所
3月 7日	〃	交通問題について 映画（老人と交通事故）	市交通安全対策室長

※老人福祉センターの休館日は次のとおりです。

2月5日、12日、19日、26日、3月5日

高齢者の農業者

年金加入は早く

農業者年金事業が始められてから、ことしは、丸二年になります。そこで大正五年に生まれた一部の高齢者は、ことしの四月末日までに保険料を納付しないと将来、年金給付を受けられないことになります。このような事態が生じないように、次の事項に注意して早目に加入の届けをして下さい。

㈠、大正五年一月二日から大正五年四月一日までに生まれた者であって、昭和四十六年一月、二月、三月に加入の資格があった者は、ことしの四月末日までに少なくとも昭和四十六年一、二、三月分の保険料（四、五、六月分はことしの七月末、以下各納付月で同じ）を納付しないと、将来、年金給付が受けられません。

㈡、したがって、加入の届けをまだ提出していない方は、すぐ届けを農業協同組合に提出して下さい。

なお、二月末日までに農業者年金基金が受け付けた届けは、四月に保険料の納付書を作成して農業協同組合に送付することにしています。（詳しくは農業委員会または農協にお尋ね下さい。）

井上ゴム工業が進出（赤星地区）

十九日県庁で進出協定調印

農村地域工業導入を積極的、計画的に促進し、農業と工業の均衡ある発展を図ることを目的として作られた農村地域工業導入促進法によって、昨年その地域指定を受けました市内赤星地区で、このほど用地買収がほぼまとまり、企業進出第一号として井上ゴム工業KK（本社名古屋市、井上愛一社長、資本金一億四千五百二十万円）の進出がきまり去る一月十九日、県の商工労働水産部長立合いのもとで進出協定調印が行なわれました。

進出する工場は「九州井上ゴム化学KK菊池工場」として、昭和四十八年十一月から従業員八十人（中、高校新規学卒者男女各二十五人、一般男子十七人、女子十三人）で操業開始の予定で、自転車用チューブ及びプラスチック製品の製造を行なうことになっていますが計画では、五十年度迄に五百人（男子二百六十人、女子二百四十人）にふやす見込みとなっています。

作業の内容は、ゴム練り作業、準備。成型作業、加流作業、仕上。検査作業、などで、今春採用者は半年間、岐阜工場で実習を受けることになっています。

待遇は、中学卒男女共三万五千円以上、高校卒男子四万円、女子三万九千円以上（皆勤手当、食事手当を含む）となっております。

入社御希望の方は、職安か、市役所総務課におたずね下さい。

ご存じですか

『簡易保険の団体貸付』を

簡易保険に加入されている皆様から払込まれた保険料が、小、中学校、住宅、都市計画、有線放送などの建設資金として還元され、地域社会の向上、発展に役立っておりますが、このほかに、加入者の方々に利用していただける団体貸付制度があります。

この制度は、PTA、婦人会、町内会の皆さんが十五人以上集まって団体をつくり、集会施設、教育用器具、農機具の購入など、地域ぐるみに利益になる施設の資金を月々お払い込みになる保険料の三十倍までお貸しする制度です。

利息は年六%の五年間均等弁済ですが、団体払い込みの場合七%の割引きがありますので、貸付利息の割引き手数料でまかなえることになります。

しかし、簡易保険は万一の場合を保障しますので大変有利です。

くわしいことは、郵便局におたずね下さい。

香典返し

市社会福祉協議会に香典返しの意味で次のとおりご寄付がありました。ここに報告し、お礼を申し上げます。

金峰　越猪健之助殿（壱万円　亡父議さん64）
片角　宮村武夫殿（参万円　亡祖父仁平さん96）
迎町　吉田智殿（壱万五千円　亡父喜十郎さん86）
下木庭　城和雄殿（五千円　亡父軍治さん62）
袈裟尾　岩永栄子殿（壱万円　亡夫弘さん28）
片角　東一広殿（壱万円　亡父一美さん72）
平野　桜木進殿（壱万円　亡母スエさん93）
北宮　北野一夫殿（壱万円　亡長男昭敏さん38）
篠倉　東生儀殿（壱万円　亡父留吉さん77）
篠倉　栃原精一殿（壱万円　亡母マルさん86）
横町　大場重雄殿（壱万円　亡姉ミツヲさん74）
上班蛇口　中村正美殿（弐万円　亡姉ツルヨさん61）
藤田　田中隆盛殿（壱万円　亡母カノさん81）

固定資産課税台帳縦覧

三月一日―三月二十日

地方税法第四一五条の規定により、昭和四十八年度の固定資産課税台帳を、次のとおり縦覧に供します。

これは、縦覧によって、関係者のみなさんに固定資産税の課税標準となる資産の価格について、その内容をお知らせするものです。

この機会に縦覧されますようお知らせします。

縦覧期間
昭和四十八年三月一日から三月二十日まで

縦覧時間
毎日八時三十分から十七時まで、但し土曜日の午後、日曜、祭日を除く

縦覧場所
菊池市役所税務課

廃車、売却はすぐ申告して下さい

軽自動車税の納税義務が発生した方は、十五日以内に、また納税義務が消滅した方は、三十日以内に申告するようになっています。廃車、売却などされた方は期限までに申告して下さい。そのまゝ放置されますといつまでも課税されます。くわしいことは税務課軽自動車税係へお問合せ下さい。

ご寄付

ありがとうございました

このたび次の方々からご寄付いただきました。ここに報告し、厚く御礼申し上げます。

社会福祉事業費に
高之瀬（中野土木）中野照夫殿（弐万円）
北原　峯　正敏殿（五千五百五拾円）
建吉振興KK（チエリーボウル）代表取締役　笹原健蔵殿（壱拾万弐千円）

奨学資金給付基金に香典返しの意味で
上西寺　高木初音殿（参万円　亡夫重人さん71）

北中、南中に開店十周年を記念して
東正観寺　田中秀穂殿（クラブ田園）北中に弐万円、南中に弐万円

中央公民館の備品代としてやく晴れを記念して
出田　北里義公殿
高之瀬　来海高明殿
片角　森本敬助殿
栄町　堤　照殿
高之瀬　北野公治殿
立門　谷　秀一殿
（壱拾五万円）

日曜在宅医

2月11日　高木医院、西山医院、川口外科、奥山産婦人科、有働病院
2月18日　藤本医院、山田医院、城間外科、米田産婦人科、徳永耳鼻科
2月25日　有働医院、古荘医院、岩根外科、木場産婦人科、安永眼科